

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第6章 通 関			第6章 通 関		
第1節 一般輸出通関			第1節 一般輸出通関		
（他法令による許可、承認等の確認）			（他法令による許可、承認等の確認）		
70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。			70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。		
(1)～(4) (省略)			(1)～(4) (同左)		
別表第1			別表第1		
法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 及びロ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. 及びロ. (同左)	(同左)	(同左)
ハ. 検疫関係 (イ) 植物防疫法(昭和25年法律第151号)	第10条《 <u>輸出植物等の検査</u> 》	第10条第1項の規定による検査を必要とする植物及びその容器包装については、 <u>第10条第3項の規定により、植物防疫官が交付した植物検査証明書（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第13号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあつては同規則第13号の2様式）又はその写し</u>	ハ. 検疫関係 (イ) 植物防疫法(昭和25年法律第151号)	第10条《 <u>輸出植物の検査</u> 》	第10条第1項の規定による検査を必要とする植物及びその容器包装については、 <u>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第30条《合格証明書等の交付》第1項の規定により、植物防疫官が当該植物又はその容器包装に押印した「合格証印」（同規則第18号様式）又は当該申請者に交付した「植物検査合格証明書」（同規則第18号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあつては同規則第18号の二様式）又はその写し</u>
(ロ) 及び(ハ) (省略)	(省略)	(省略)	(ロ) 及び(ハ) (省略)	(同左)	(同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
) )			) )		
別表第 2 (省略)			別表第 2 (同左)		
第 3 節 一般輸入通関			第 3 節 一般輸入通関		
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。			70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。		
(1)~(4) (省略)			(1)~(4) (同左)		
別表第 1 (省略)			別表第 1 (同左)		
別表第 2			別表第 2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 植物防疫法 (昭和25年法律第151号)	(省略)	(1) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第19条《証明書 <sup>イ</sup> の交付》第1項又は第2項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「 <u>植物等輸入認可証印</u> 」（同規則第8号様式 <sup>イ</sup> ）に定めるもの若しくは添付した「 <u>植物等輸入認可証票</u> 」（同規則第8号様式 <sup>ロ</sup> ）に定めるもの又は当該輸入者に交付した「 <u>植物等輸入認可証明書</u> 」（同規則第8号様式 <sup>ハ</sup> ）に定めるもの又はその写し イ~ハ (省略) (2) 輸入物品が次に掲げる物品	ロ. 植物防疫法 (昭和25年法律第151号)	(同左)	(1) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第19条《証明書 <sup>イ</sup> の交付》第1項又は第2項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「 <u>植物輸入認可証印</u> 」（同規則別記第8号様式 <sup>イ</sup> ）に定めるもの若しくは添付した「 <u>植物輸入認可証票</u> 」（同規則別記第8号様式 <sup>ロ</sup> ）に定めるもの又は当該輸入者に交付した「 <u>植物輸入認可証明書</u> 」（同規則別記第8号様式 <sup>ハ</sup> ）に定めるもの又はその写し イ~ハ (同左) (2) 輸入物品が次に掲げる物品

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書等又はその写し、又は「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（<u>同規則第 4 号様式に定めるもの</u>）の写しで「<u>植物等輸入認可証印</u>」を押印したもの又はその写し</p> <p>イ 木材「木材輸入認可証明書」</p> <p>ロ 穀類等「穀類等輸入認可証明書」</p> <p>ハ 種苗「種苗輸入認可証明書」</p> <p>ニ 青果物「青果物輸入認可証明書」</p> <p>ホ 木材こん包材（検査の対象とならない木材こん包材を除く。）「木材こん包材輸入認可証明書」並びに「消毒（廃棄）計画書」又は「輸送後消毒（廃棄）申請書」</p> <p>へ <u>検疫指定物品「検疫指定物品輸入認可証明書」</u></p> <p>ト アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」</p> <p>(3) <u>輸入物品が第 8 条第 1 項の検査の対象となる植物又は検疫指定物品及びそれらの容器</u></p>		<p>である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書等又はその写し、又は「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（<u>同規則別記第 4 号様式に定めるもの</u>）の写しで「<u>植物輸入認可証印</u>」を押印したもの又はその写し</p> <p>イ 木材「木材輸入認可証明書」</p> <p>ロ 穀類等「穀類等輸入認可証明書」</p> <p>ハ 種苗「種苗輸入認可証明書」</p> <p>ニ 青果物「青果物輸入認可証明書」</p> <p>ホ 木材こん包材（検査の対象とならない木材こん包材を除く。）「木材こん包材輸入認可証明書」並びに「消毒（廃棄）計画書」又は「輸送後消毒（廃棄）申請書」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>へ アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」</p> <p>(3) <u>輸入物品が第 2 条《定義》第 1 項に規定する植物及びそれらの容器包装であつて、前</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ハ. ～チ. (省略)	(省略)	包装であって、前記(1)から(2)までに掲げる物品以外である場合には、第 9 条第 5 項及び同規則第 19 条第 1 項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「 <u>植物等検査合格証印</u> 」（ <u>同規則第 7 号様式(イ)</u> に定めるもの）若しくは添付した「 <u>植物等検査合格証票</u> 」（ <u>同規則第 7 号様式(ロ)</u> に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「 <u>植物等検査合格証明書</u> 」（ <u>同規則第 7 号様式(ハ)</u> に定めるもの）又はその写し	ハ. ～チ. (同左)	(同左)	記(1)から(2)までに掲げる物品以外である場合には、第 9 条第 4 項及び同規則第 19 条第 1 項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物検査合格証印」（ <u>同規則別記第 7 号様式(イ)</u> に定めるもの）若しくは添付した「 <u>植物検査合格証票</u> 」（ <u>同規則別記第 7 号様式(ロ)</u> に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「 <u>植物検査合格証明書</u> 」（ <u>同規則別記第 7 号様式(ハ)</u> に定めるもの）又はその写し